

## 【よくあるご質問】

Q 1 運転手・通訳・ガイドは補助の対象となりますか。

A 1 参加者が対象のため、運転手・通訳・ガイドは補助の対象にはなりません。

Q 2 子供も利用できますか。

A 2 一人分のベッド・ふとんを使用する場合は補助対象となります。

Q 3 他の補助金との併用についてはどうなりますか。

A 3 兵庫県の他の宿泊補助等を受けた旅行は対象外です。なお（公社）ひょうご観光本部のバス補助との併用は可能です。

Q 4 他地域で滞在の後、中播磨地域へ来訪する場合はどうなりますか。

A 4 行程の全てが中播磨地域である必要はありません。ただし、中播磨の対象施設または昼食場所を2か所以上（姫路市、神崎郡より各1か所ずつ。神崎郡で宿泊の場合は対象施設訪問は不要。）行程に含むこと、中播磨で宿泊することが必要です。また、中播磨地域滞在の後、他地域の観光へ移動する場合も同様です。

Q 5 対象施設と宿泊施設は中播磨地域内にあればどこでもよいですか。

A 5 対象施設は原則対象リストにある施設ですが、姫路市以外（市川町・福崎町・神河町）の施設についてはお問い合わせ下さい。宿泊施設については、中播磨地域内において旅館業法の許可を受けて「旅館・ホテル営業」を行っている施設が対象になります。

Q 6 宿泊施設で昼食を取る場合は、昼食場所にカウントされますか。

A 6 昼食を取る場合はカウントします。

Q 7 旅行途中で人数変更があった場合の補助金額はどうなりますか。

A 7 補助対象宿泊日に体調不良等で宿泊せずに帰られた方は、補助対象外になります。

Q 8 施設の利用はどのように確認しますか。

A 8 有料施設については領収書の写し、無料施設については施設利用証明書（任意様式）または運転日報等の写しを提出いただきます。

Q 9 姫路城は対象外ですが、姫路城に行くツアーはすべて対象外となりますか。

A 9 姫路城は、補助条件の対象施設としてはカウントしませんが、例えば、姫路城と好古園に行く場合は、好古園を1か所とカウントしますので、姫路城に行くツアーが対象外という訳ではありません。

Q10 申請すれば、対象要件を満たす旅行であれば、必ず補助を受けることができますか。

A10 補助は予算の範囲内で行いますので、予算額まで到達すれば、それ以後の申請については受付できません。

Q11 同じ事業者が何度申請してもかまわないのですか。

A11 事業者ごとに申請回数の制限は設けていませんが、各期につき1営業所あたりの上限額は400,000円です。

Q12 審査結果はいつわかりますか。

A12 申請を受理した日から2週間後を目安に文書により交付決定通知します。

Q13 申請内容に変更が生じたのですが、どうすればよいですか。

A13 補助金額に変更が生じない軽微な変更であれば、実績報告書の提出時に、申請時の事業(変更)計画書(別紙1)の見直し修正を併せて提出してください。

補助金額に変更がある場合は、様式第7号 補助金変更交付申請書(別紙1 事業(変更)計画書含む)により変更の手続きを行うことが必要となります。

当初の補助金交付決定額は増額できません。

Q14 実績報告書はいつまでに提出すればよいですか。

A14 事業終了後1か月以内を目安に提出してください。

Q15 天候等のやむを得ない事情により旅行が中止になった場合は、どうすればよいですか。

A15 中止決定日から1週間以内に補助事業中止承認申請書(様式第4号)を作成・提出し、事情を説明してください。

Q16 補助金はいつ支払われますか。

A16 請求書提出から1か月を目安に、事前に登録された指定口座に入金します。

Q17 支払い口座の登録は毎回しなければいけないのですか。

A17 この補助金以外の支払いも含め、過去に兵庫県からの支払いを受けるために登録した口座であれば、債権者登録の手続きは不要です。